

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策の内容として定めた事項は次のとおりです。

1. 雇用環境の整備に関する事項

- (1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
 - ・ 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
 - ・ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
 - ・ 改訂育児介護休業規程の周知
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
 - ・ 所定外労働の削減のための措置の実施

2.1 以外の次世代育成支援対策に関する事項

- ・ 若年層に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進